専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月8日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月26日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和3年1月26日専決

亀岡市長 桂 川 孝 裕

記

1 損害賠償の額 38,500円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 35歳男性

3 事故の概要

令和2年11月18日午後4時30分頃、東つつじケ丘都台地内において、市職員が相手方敷地内の駐車場から市道中矢田篠線へ市車両を後退させる際に相手方住宅に接触し、玄関階段側面のタイルが損傷した。

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 38,500円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 35歳男性

3 事故の概要

令和2年11月18日午後4時30分頃、東つつじケ丘都台地内において、市職員が相手方敷地内の駐車場から市道中矢田篠線へ市車両を後退させる際に相手方住宅に接触し、玄関階段側面のタイルが損傷した。